

目 次

辞 令	ページ
事務所長の任免について	1
公平委員会規則	
1 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	1

辞 令

事務所長の任免について（辞令）

新潟県市町村総合事務組合行政組織規則（平成 16 年規則第 2 号）第 16 条第 1 項に規定する事務所長に異動があったので、次のとおり発令した。

令和元年 5 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 久 住 時 男

平成 31 年 4 月 1 日付け 新潟市事務所長を命ずる 田 中 貴 子

公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和元年 5 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 高 杉 幹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 1 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
別表第 1（第 2 条関係）	別表第 1（第 2 条関係）								
10 魚 沼 市	10 魚 沼 市								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">機 関</td> <td style="width: 50%;">職</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>局長 次長</td> </tr> </table>	機 関	職	議会事務局	局長 次長	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">機 関</td> <td style="width: 50%;">職</td> </tr> <tr> <td>議会事務局</td> <td>局長</td> </tr> </table>	機 関	職	議会事務局	局長
機 関	職								
議会事務局	局長 次長								
機 関	職								
議会事務局	局長								

長 部 局	部長 副部長 課長
	福祉事務所長 (総務人事課関係) 総務係長 人事給与係長 人事給与係の人事、給与又は 服務担当の職員(企画に關する 事務を行うものに限る。) 及び職員団体担当の職員 (秘書広報課関係) 秘書係長 秘書係の秘書担 当の職員 (財務課関係) 財政係長 (略)
	局長 課長 (学校教育課関係) 管理指導主事 指導主事 (略)
	北部事務所 所長 次長 (略)

別表第2 (第2条関係)

2 新潟県中越福祉事務組合

機 関	職
(略)	
まごころ寮	寮長 園長 次長 副参事 総務係長 総務係の総括
まごころ学園	主査
(略)	

長 部 局	課長 室長
	福祉事務所長 (総務課総務管理室関係) 総務係長 人事給与係長 秘書広報係長 人事給与係 の人事、給与又は服務担当の 職員(企画に關する事務を行 うものに限る。) 及び職員団 体担当の職員 秘書広報係 の秘書担当の職員 (財政課財政室関係) 財政係長 (略)
	教育次長 課長 (学校教育課関係) 管理主事 指導主事 (略)
	北部振興 事務所長 次長 (略)

別表第2 (第2条関係)

2 新潟県中越福祉事務組合

機 関	職
(略)	
まごころ寮	寮長 園長 次長 副参事 総務係長
まごころ学園	
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。